

大田市告示第122号

大田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業訪問型サービスAの人員、設備及び運営に関する基準要綱（平成30年大田市告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年6月24日

大田市長 楫野弘和

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第28条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 指定事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第38条第11号中「第9号」を「第11号」に改め、同号を同条第13号とし、同条中第8号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

（8） 訪問型サービスAの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

（9） 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

附 則

- 1 この告示は、令和6年6月24日から施行し、この告示による改正後の大田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業訪問型サービスAの人員、設備及び運営に関する基準要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 新要綱の適用の日から令和7年3月31日までの間は、新要綱第28条第3項の規定の適用については、同項中「指定事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。